

平成24年(ワ)第394号,平成25年(ワ)第63号

大飯原発3,4号機運転差止請求事件

原告 松田正 外188名

被告 関西電力株式会社

## 第 1 1 準備書面

平成26年1月15日

福井地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

### 1 御庁平成25年12月25日付け求釈明1(1)に対する回答

原告らが主張する本件原発の敷地地盤にずれなどが生じた場合の危険性は、直下の活断層が動く場合のみならず、周辺の活断層によって敷地地盤にずれなどが生じる場合を含む趣旨である。

### 2 本件原発の敷地は隆起・変形帯に位置していること

上記1に関し、本件原発の敷地は隆起・変形帯に位置し、まさに周辺の活断層によって敷地地盤にずれなどが生じる危険性があることを示す。

まず、F0-B断層、F0-A断層及び熊川断層が一連の活断層であることは否定できないところ、この一連の活断層の北東側が沈降傾向にあり、本件原発の敷地を含む南西側が隆起傾向にある。

また、本件原発周辺の海岸線について、本来は同じ高さであるはずなのに、海側に比べて陸側が低くなっており、地表が傾く「傾動」が見られる。

このように本件原発の敷地は、上記一連の断層の上盤側の隆起・変形帯に位置

する。

このような隆起・変形帯では様々な力が働くため、古い断層や地すべりなどが再活動する危険性がある。

以上